第29回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成22年11月18日(木) 午後1時15分から午後4時30分まで
- (2) 場 所 本庁舎 2階 第一特別委員会室
- (3) 出席者
 - ア委員

美馬武千代(委員長)安齋勇雄 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

- ウ 意見聴取対象者
 - (7) 福島県十木建築調査設計団体協議会会長 外1名
 - (4) 福島県建設専門工事業団体協議会会長 外8名
 - (ウ) 福島県総合設備協会会長 外1名
 - (工) 社団法人福島県建設業協会会長 外5名
 - (オ) 個別事業者
- (4) 次 第

ア開会

イ 議事

- (ア) 建設関係団体等からの意見聴取について
 - a 福島県土木建築調査設計団体協議会
 - b 福島県建設専門工事業団体協議会
 - c 福島県総合設備協会
 - d 社団法人福島県建設業協会
 - e 個別事業者
- (イ) 各委員の意見交換
- (ウ) その他
- 工 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから第 29 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。議事について、美馬委員長よろしくお願いします。

【美馬委員長】

これより議事に入ります。

本日は、建設関係4団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。

このうち、個別事業者の意見聴取につきましては、個別事業者から匿名での意見聴取を希望されていることから非公開で行いますので、傍聴者の方は、あらかじめご了承願います。

《福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べて下さい。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、 あらかじめご了承願います。それでは、よろしくお願いします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長及び副会長】

(資料1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、各委員の方から質問等がございましたらお願いします。 いかがですか。

【美馬委員長】

それでは、私の方から。

総合評価方式で地域貢献の項目の問題なのですが、本店、支店、営業所、これが同列ではまずいのではないかということなのですが、要するに、営業所だったら何点、本店だったら何点というような区別をしてほしいということですか。総合評価方式の加点の問題を指摘しているということですね。

【福島県十木建築調査設計団体協議会会長】

はい。

【美馬委員長】

次に、建築関係で広域管内についてもっと考えた方が良いのではないかということと、設計事務所は都市に集中しているので、管内というより、もう少し広げた方が良いのではないかという話だと思うのですが、そうしますと、地元の受注機会は減るという可能性がありますね。それは仕方がないということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

はい。それについては、実績等を判断していただいて広域の方でやっていただきたいと思います。

【美馬委員長】

広域で良いということですね。

【福島県土木建築調査設計団体協議会副会長】

はい。

【美馬委員長】

他の団体とは、少し違う視点かなという気はいたします。皆さんいかがですか。

【影山委員】

土木設計関係の条件付一般競争入札についてですが、抽出案件の関係で、品質のみではなく健全経営の視点からも詳細について分析・検証していただきたいというご要望があるわけですけれども、特に健全経営という部分ではどのようなことを求められているのか、お教え願いたいと思います。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

私どもの業界の会社の規模ですが、20 名以下というところが 74%もあるのです。ですから、一般競争入札だけで実施されるとなかなか仕事が取れないような状況なのです。もう少し、指名競争入札の方も増やしていただければなと思います。

【美馬委員長】

要するに、指名競争入札にして下さいという意味でしょうか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

はい。

【美馬委員長】

私たちは、健全経営というと、経営主体が健全かどうかを判断の基準にしてほしいのかなと思ったのですが、それとは違うのですね。

【福島県十木建築調査設計団体協議会会長】

間違えました。健全経営のためということだと、いろいろと仕事の中身が簡単なものと金額が 小さくても難しいものがあるのです。仮に、金額が 200 万円くらいでも、構造物関係で相当技術 が必要なものもあるものですから、その辺を詳細に検討していただきたいのですが。

要するに、仕事に応じて指名の枠を決めてほしいという意味ですか。なかなか、それは難しいような気がしますよね。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

本当に金額が小さくても、構造物であるとか、手直し工事であるとか、そういうものもあるわけですから、構造物関係については、中身を検討して分けていただきたいのです。簡単な手直し工事であれば簡単にできますので、中身を詳しく分析して、一般競争入札にするのか、指名競争入札にするのか検討していただきたい。

【安齋委員】

土木設計だと分かりやすいのは災害復旧などの特殊な案件、あるいは、建築だと耐震構造の難 しいものなどは、同じ一級建築士の資格を持っていても誰でもできるわけではないですよね。そ ういうものに関しては、条件を設定すれば十分に対応できるのではないかと思いますね。

事務局の方に聞きますが、すでに今までの入札でも条件をある程度付しているのですよね。

【入札監理課長】

今回は委託業務に関する案件でございますので、工事と異なりまして、現在は指名競争入札と 一般競争入札の双方で発注されております。件数にしてみれば、指名競争入札の方が実際は多く なっておりますので、その辺で、一般競争入札に選ばれる案件について、中身で分けてほしいと いうご要望だと受け止めております。

耐震改修等の発注の際には、指名競争入札の場合であっても、一般競争入札の場合であっても、指名選考なり、耐震改修として一般競争入札を行う場合の入札参加条件としましては、耐震改修の業務について精通している企業が参加できるというような形で条件を設定してございます。

【安齋委員】

そういう意味では条件を付していますので、経験のない者は入れないような仕組みになっているとは思うのですが、それでもやはり皆さんの方では不満が出てくるのですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

今まで結構そういうものがありましたので。

【美馬委員長】

発注者側で業者を選別するというのは良くないというか、できるだけ公平にやるというのが基本ですから、落札業者がきちんと散らばるようにというのは、なかなかこちらでは難しいということかとは思います。他にいかがですか。

【安齋委員】

事務局に確認しますが、工事の方は ISO が総合評価の評価項目に入っていますよね。委託の方は、まだ入っていなかったのですか。

【入札監理課長】

工事につきましては、IS09001 と IS014001、品質管理と環境に関する IS0 を評価対象としております。しかし、こちらの委託業務につきましては、先ほどのお話にもありましたように小規模な会社が多いということがございまして、ISO を取得して認証を維持していくにはかなりの経費もかかりますことから、ISO の取得を評価対象にすることは、現在は考えておりません。

【安齋委員】

そういう状況ですので、検討はしてみますが難しい感じですね。それと、資料1の3頁に、献 血事業についての記載がありますね。これは我々、今まで発想になかったのですが。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

会社によっては、継続的に毎年、献血車を呼んで献血しているところもありますし、方部によっては支部でも献血を行っているところもあり、そのような要望がありましたので記載しました。

【安齋委員】

工事の方は、ご存じのように消防団等の地域貢献の評価項目をかなり入れているつもりなのですが、献血という発想はなかったですね。

事務局どうぞ。

【入札監理課長】

献血につきましては、献血をする行為そのものは個人の行為であり、会社としての行為にはなりません。そういう関係で、献血行為そのものは評価対象になりませんが、会社として献血の推進活動をしていただいている場合には、いわゆるボランティア活動としての評価対象にはなります。

【美馬委員長】

そういうことのようでございます。ISO の問題は、もしこれを評価に入れたら、大手の加点が 恒常的に大きくなり、中小はなかなか取りづらいということにはなりますよね。これを入れてし まうと、そういうマイナス要因もあります。他にいかがですか。

【藤田委員】

土木設計関係で条件付一般競争入札になじみにくい業務があるということですが、このなじみにくい業務というのは、具体的にどのような業務を指しているのでしょうか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

なじみにくい業務というのは、一度設計をしたものが、手直しで発注になる場合があるのですが、そういうものが一般競争入札とか総合評価方式で他の業者に取られてしまいます。用地測量で、仮に地上測量をやった場合に、工事は 150 メートルとか 200 メートルとかずつ毎年やっていくのですが、そうした場合、工期までの図面を全部書いてしまうのですが、県の方では用地買収は単年度工事の分だけしかやらないものですから、そうしますと、毎年登記をかける段階で、現場の杭の確認に法務局から来ますので、またその時に図面の手直しがあるのです。そういうものだと、地元の人じゃないと工事が終わるまで頻繁に来なくてはならないということで、なじみにくいのではないのかなと思います。

【美馬委員長】

はい、そういうこともあるかもしれませんね。発注者側の方で、そういう事情をある程度汲む 必要はあるのかなという気はいたします。他にいかがですか。

【田崎委員】

4 頁の下の方の 5 番、電子入札等の関係なのですが、委託業務は工事よりも対応しやすいと思うということで、もう少し活用してほしいということが書かれているのですが、この辺をもう少し説明していただきたいと思います。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

設計書そのものは工事のように分厚くないものですから、遠くまで行って閲覧したりするよりも、電子で閲覧できればありがたいのですが。今までですと、遠くまで行って写真を撮ってきたりしていたのですけども、できれば電子でやっていただけると事務所で処理できますので。

【安齋委員】

事務局に聞きますが、工事の方では電子閲覧が導入されているけど、委託の方ではまだ入ってないのですか。

【入札監理課長】

電子閲覧につきましては、県で独自の閲覧用システムが整備されておりまして、実際に対応できるか、できないかというのは、発注する際の設計図書や図面といったものが電子媒体に変換できるものであるかどうかで変わってまいります。基本的に電子閲覧にできるものは、できるだけ電子閲覧で対応した方がお互いに楽になりますので、そういう意味では、現在、電子閲覧を拡大しようとしている最中でございます。

【安齋委員】

委託の方も、それは進んでいるのですね。

【入札監理課長】

はい、委託の業務でありましても対応可能なものにつきましては、電子閲覧で対応したいと考えております。

【安齋委員】

そういうようなことなので、もう少しお待ち下さい。拡大中のようですので。

他にいかがですか。

【安齋委員】

まとめてお伺いしたいのですが、条件付一般競争入札を今回 400 件程度試行しています。そして、そのうちの 300 件ぐらいで総合評価方式を試行しているのですが、これについての意見はどうですか。本格的に導入してほしいのかどうか。我々は本格導入を前提に試行しているのですが、条件付一般競争入札や総合評価方式をこのまま進めてよろしいですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

私どもの方からは、進めて良いですとはあまり言えないのですが。

【安齋委員】

要するに、あまりなじまないということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

そのようなことはないです。もうだいぶ慣れましたので。

【美馬委員長】

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。これで福島県土木建築調査設計団体協議会の意見聴取を 終わりにしたい思います。

ご協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会退席・休憩・福島県建設専門工事業団体協議会着席)

《福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べて下さい。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、 あらかじめご了承願います。それでは、よろしくお願いします。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長ほか理事3名】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは各委員から質問等があれば、お願いします。

【安齋委員】

いろいろな要望を見ましたが、我々は残念ながら、県の入札制度等監視委員会ですので、例えば市町村の方は権限がございませんので承知願います。

それから、元請・下請は以前からの問題なので、我々の方でも最低制限価格の水準を上げる際に、きちんと下請の方にも配慮するようにということを申し上げてはいるのですが、なかなかこれの実行が難しいと。我々の方で手を尽くせるのは、オープンブック方式ですね、そこで元請と下請の方の価格まで決めて、それでその契約が実行されるのかどうかと。現段階では、この手ぐらいなのかなと。福島県の場合には、まだ試行段階というか、それほど実行されていませんが、私個人としては宮城県で開発したオープンブック方式をもう少し広げれば、この問題の解決の端緒にはなるのではないかなという感じはしています。この辺に関して、オープンブック方式についてはどのような意見がありますか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

今のまま進めていただくことが良いと思っています。

【安齋委員】

はい。そういう意見ですね。

【芳賀委員】

大変なご苦労をお聞きしますと、心が痛むような感じがいたします。お尋ねしたいことは、皆さん方の中で、ある団体さんが、予定価格が低いよ、それから最低制限価格を上げてほしいといっている一方、こちらの3頁の福島県交通安全施設業協同組合さんの意見で、落札率は高いが力関係で安くなっているという話ですが、皆さん全体としてそのようにお考えなのか、それとも団体それぞれ違うということなのか、ちょっとその辺を教えてください。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

落札率は総合評価方式のおかげで高くなっているのですが、それが下請価格に反映されていないということなのです。

【美馬委員長】

それは、元請の問題なのですか、下請の問題なのですか、あるいは発注者側の問題だと考えているのですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

元請さんの問題だと思います。高く取っても自分の利益だけ確保できればいいという考えだと 感じられます。

【美馬委員長】

そうすると、業界としては何をしてほしいという希望になりますか。私たちに元請を指導してほしいということですか。先ほどいいましたように、元請・下請適正化指導要綱がありますよね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

総合評価方式だと我々専門工事業は戦えないわけです。

【美馬委員長】

ということは、先ほどお話のありました分離方式で、自分たちも元請になりたいということですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

そうですね。一番は元請になりたいです。それと、総合的な道路建設等では下請に入らざるを 得ないのですが、いわゆる力関係によって安くやれと、できませんといえば他から業者を引っ張 ってくるよということで、結局は叩かれてしまうわけです。要は指し値なんです。

【美馬委員長】

それは元請の問題なのかということで、ここは入札制度を検討する委員会ですので、元請に何かをしてくれといっても、なかなか制度としてはできない。そこで、この入札制度等監視委員会への要望は何なのかということをお聞きしたいです。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

やはり、まことにいいづらいのですが、総合評価方式だと元請で取れるチャンスが非常に少ないので、零細企業でも地元の大手ゼネコンさんに対等に対抗できる入札方式を考えていただきたいと思います。

【美馬委員長】

それは、一般競争入札という意味ですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

最低制限価格だけでも取ることは可能ですが、これだと単価が下がってしまうのです。ですので、これだという方式は考えつきません。

【美馬委員長】

先ほどお話がありましたが、できるだけ分離発注方式で小さく区分をして、そして、小さな業者でも元請になれるというような仕組みを作ってほしいということかなという感じがしましたが、そういう希望があるわけですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

はい、あります。

【美馬委員長】

他に、委員の方いかがですか。

【齋藤委員】

5 頁の 4 のところですが、規制緩和、書類の簡素化といわれながら、特に竣工書類等提出、提示書類の簡素化が進まず、年々多くなってきているとありますが、どのような書類が多くなってきているのでしょうか。そして、どのように簡素化すべきだとお考えなのでしょうか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

どのような書類かといいますと、入札制度とは関係ないとは思うのですが、竣工検査に関する 検査用の書類が非常に大量になってきているということです。

【美馬委員長】

例えばですが、資料 2 の 5 頁に 1、2、3 と項目がありますよね。もし、その項目の内容を丁寧に実現するとすれば、その前提としていろいろな書類を作ってもらわなければ、総合評価方式に入れたりするのは、なかなか難しいということですよね。ということは、1、2、3 と 4 というのは、それ自身で矛盾しているような感じがするのですが。要するに、1、2、3 をきちんとやればやるほど、4 は難しくなるということです。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

簡素化が難しくなるということですね。

【美馬委員長】

そういうことですね。その辺はどのようにお考えですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

例えばの話ですが、極端なことをいいますと、300 万円の工事でも 1,000 万円の工事でも書類 の量は同じなんですね。そうしますと、その中にかかってくる経費というのは、金額が安ければ 安いほど比率が高くなるわけです。その辺がすべて同じになってきてしまっていると。その辺の ことを少しお考えいただきたいということです。

【美馬委員長】

小さな工事の場合には、書類の簡素化をお願いしたいということですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

はい。極端な話、1,000 万円でも 300 万円でも同じと。当然そうなれば、代理人経費が 200 万円で 10%とすれば 20 万円ですね。ところが、200 万円の工事でも 1,000 万円の工事でも書類の量が同じであれば、そこで代理人の経費だけで飛んでしまうと。

【美馬委員長】

それは分かることは分かるのですが、1、2、3 という細かなことまできちんと評価をしてほしいということになればれるほど、そのための事前の書類が必要になると。結果としての報告書を出してもらわないと、その評価ができないということになるのではないかという心配はするのですが。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

可能性はあると思います。

【美馬委員長】

他に委員の方、いかがですか。

【影山委員】

技能士の常用単価についてですが、ここに書いてありますが、現実的に 1 万円を割り込み 5,000 円から 7,000 円になっているということですが、実態的にはどのくらいが必要な人件費に なるのか教えていただきたいのですが。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

基本的に、常用単価は、一級技能士あたりは標準で1万7千円から1万8千円ぐらいです。それが、毎日仕事があれば良いのですが仕事がないもので、ならすとこういう単価になってしまうのです。そうすると代理も置けなくなってしまい、段々と仕事のレベルも下がってしまうのです。標準の単価でやれば1万8千円を払えるのですが、現実的には仕事の量も少ないし、毎日勤務していないので平均でならしてしまうと、ここまで下がるということです。

【美馬委員長】

この問題は、元請がいくらで下請に出すかという問題と、もう一方では、業者が多すぎて仕事がないという問題ですね。こういうことは必ず起こりますよね。元請が1万7千円から1万8千円を出しても、稼働率が20%、10%なら、こういう問題が起こります。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

元請企業は、決して1万8千円なんか出しません。

【美馬委員長】

それは分かりますが、仕事の量に対して人数が多すぎるという問題があるのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

人数は決して多いとは思わないです。このままでは、もう少しして大型物件が数多くなったときに職人不足が必ず起きます。

【美馬委員長】

といいますのは、先ほどのお話のように、毎日仕事があれば良いけれども、無いからならすという話になりますと、仕事が無いから仕事をしていない時間が多くなるということです。それは要するに、仕事の量に対して、業者が多すぎる、あるいは技能士数が多すぎるのではないかと思うのですが。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

私ども内装業界の技能士さんの絶対数は少ないです。公共工事はこれから年度末にかけて忙しくなり、その時になると皆パンクしてしまう。どうしても仕事の量が少ない夏場とかまでは、15日とか20日くらいしか働けない。そういう実情を書いたのです。

【美馬委員長】

そうすると、要するに季節の変動が大きすぎると。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

そうです。平準化されていないということなのです。

【美馬委員長】

仕事の量が平準化されていない結果、こういうことになると。ただ、仕事の量をならすのは、 なかなか難しいですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

多分、今年の4月、5月は、職人さんがほとんど動いていないと思います。1日とか2日という話も聞きましたので。

【美馬委員長】

それを入札制度という形で解決するのは、なかなか難しいですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

入札の時期をずらして、バランス良くやる方法はできるのではないですか。

【美馬委員長】

それは、発注者の問題ですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

はい。役所が、新年度を越えたらこうやるとか、年度をまたいで予算を取るとか、そうすると ある程度バランスが良くなると思います。そうすると、春先も良くなる。

【美馬委員長】

ぜひ、発注者の方にそういう要求を出していただきたいと思います。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

時間になりましたので、これで福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県建設専門工事業団体協議会退席・福島県総合設備協会着席)

《福島県総合設備協会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べて下さい。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、 あらかじめご了承願います。それでは、よろしくお願いします。

【福島県総合設備協会会長及び会長代行】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。これから委員の質問をお願いしたいと思います。

私の方から2点ほど、事務局にお願いしたいのですが、1頁の1の(2)の低入札価格調査制度について、総工事金額については公表されておりませんとありますが、これが公表されていない理由について事務局の方から説明願います。もう一つ、入札参加資格を認めない1/2条項というものについて記載があるのですが、これは一般的に認められた方法なのか、この2点について事務局の方から説明願います。

【入札監理課長】

まず、総工事金額ということでございますが、この表現からしますと、低入札価格調査に入った際の失格とする基準の価格という趣旨かと思うのですが、私どもの方では工事の金額全額についての失格の水準というものは、定めてございません。あくまでも、施工可能かどうかという観点での判断でございますから、この資料に記載があります 4 つの見積の内訳のみで失格かどうかの判定をしておりますので、そもそも、全体の工事金額の水準というものでは失格の基準の定めはしておりません。強いていうのであれば、このすべての水準に必ず引っ掛かる最低金額というものが出てくると思うのですが、その金額を公表することにはあまり意味がないと思いますので、総工事金額について、そもそもそういうものは設定してございません。

続きまして、1/2 条項につきましては、宮城県におきまして一部の工事でそういう形で条件を設定する場合があるということでございまして、宮城県の方に趣旨等を問い合わせをしたことがあったのですが、随分前からそういうことをやっていたということで、県としてどのような趣旨目的でやっているのかということまでは、今現在の担当の方々は詳しく把握していらっしゃらなかったという状況がございます。今回の要望の趣旨としましては、いわゆる総合建設業の会社よりも、専門工事業の会社の方が受注しやすくなるようにということでの要望だと思いますけれども、ただ、こういう条項を設けてしまいますと、会社の規模によって、例えば小さい会社で細々とやっているけれどもその工事しかやっていないという会社が非常に有利になって、大きな会社の中で様々な工事を受注されている企業は、まったく参加できなくなってしまうということがございますので、今のところは、そういう制度の採用については県では考えてございません。

【美馬委員長】

2点については、そのようなことでございます。

次に、もう 1 点、先ほど下請業界からいろいろな意見を聴取しましたが、下請は非常に厳しい、そしてそれは、元請が指値に近い非常に低い金額で下請に発注をすることが非常に大きな原因になっているというような意見がたくさん出ました。このことについては、この業界ではどのように考えていますか。現状で、下請に対しては非常に厳しい指値が提示されていると、協議というものは形だけになっているのではないかという意見だったのですが、これについてはいかがですか。

【福島県総合設備協会会長代行】

先ほどもお話し申し上げましたが、我々の業界とすれば、適正に受注した場合には、適正に発注するようにという指導はさせていただいております。本日お出でになった工事業の方々は、我々の業界ではない方だと思います。私どもの業界では、そのようなことをするのは少ないのではないかという自信があります。特別安い価格で受注した場合でなければ、適正に発注していると考えております。

今の話では、引上げ後の最低制限価格の水準で設定されますと、大体のものは適正な価格で受注できるということが前提になっていますか。下請に発注するときに適正な価格で受注したということを前提にできるのですか。

【福島県総合設備協会会長】

我々の業界は、専門工事業でありまして、実際自分たちで施工もするのです。資材も買いますし施工もします。そういう意味において、建設業の方とはちょっと違うということがあります。 我々の場合だと、労務費は必ずかかるものですから、使用資材を買う場合にメーカーさんに話してなるべく安くしてもらうということはあります。今回、県の最低制限価格が上がりました。結果、我々はなんとか一般管理費が少し出るようになりました。ただ、現在、市場価格の導入が行われております。市場価格の導入は、我々にとっては、あまり良い方向には向いていないのです。資材の買い値と設計金額がイコールになってしまうと、一般管理費を捻出するには労務費を切るしかないという状態になってきてしまいます。その辺が今一番懸念されているところです。

【美馬委員長】

はい。もう1点ですが、先ほどの下請の問題で、資料3の3頁の(3)のところに記載がありましたが、下請に無理強いをしないようなチェックシステムについては、制度として、この業界としてどのようにお考えですか。

【福島県総合設備協会会長代行】

業界としては、今のところは考えておりません。間違いなく適正になされていると考えておりますので。もし、そのようなことが多く出るようであれば、業界としてもきちんとチェックするようなことを考えてみたいとは思いますが。発注した金額をチェックすれば分かることですから。

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは各委員の方、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【安齋委員】

1 頁で総合評価方式についてですが、1,000 万円以上については完全実施してほしいということのようですが、逆に他の団体の方は、総合評価をやってみたらいろいろな不都合が出てきてしまったということで、むしろ、見直してほしいというという意見が出てるのですが、皆さんの方は完全実施でということなのでしょうか。

【福島県総合設備協会会長】

はい、完全実施をしていただきたいと思っております。

【安齋委員】

全体の流れを見て我々も決めますが不都合は生じないですか。

【福島県総合設備協会会長】

はい、起こりません。

【安齋委員】

他の団体の方では、いろいろな問題も起きているようで、地域の大手にどうしても有利になるので、そぐわないということで見直しの意見が出てきているのですが。

【福島県総合設備協会会長】

地域といいましても、特別簡易型であれば、地域の大手も小さいところもあまり変わりないですね。

【安齋委員】

特別簡易型は点数が低いので、技術者等の点数でいくとウエイトが高くなってしまいますね。 そのため、固定化してくるという問題が出ているのですが、皆さんの業界では逆に問題はないと いうことですか。

【福島県総合設備協会会長】

我々は、協会の内部でも何度も検討したのですが、ぜひ総合評価方式でやっていただきたいです。お金だけの問題だけではなくしていただきたいというのが本音なのです。

【安齋委員】

次に、2 頁の電子入札と電子閲覧に関しては、いま着々と進めていますので、どこまで展開できるかは分かりませんが、少しでも広げようと進めていますので、もう少しお待ち下さい。特に閲覧の方は、業界の方でも、事務所に行かなくても資料が取れますので、これは人気のある良い制度ですので逐次進めるような方向でやっています。

【美馬委員長】

他に委員の方いかがですか。

【藤田委員】

2 頁の上の方にあります総合評価方式の中でライフラインの安全供給のための待機についてということですが、これは、今までもずっとこのよう取組みがあったということですか。

【福島県総合設備協会会長】

はい、これは、我々の先輩の時代、約 25 年ぐらい前から、役所と我々の協会の間で取決めを しまして、福島県であれば県有施設、福島市であれば市有の施設に対して、我々の協会のメンバ 一で順番を決めまして、その休みの期間、あなたは待機してこの物件に何かあったらすぐ対応し て下さいよということで、ずっとやっております。このことは、官側もすべて分かっていると思 います。電気だけではなくて、空衛も同じです。

【藤田委員】

はい、ありがとうございます。この件に関しては事務局ではいかがですか。

【入札監理課長】

何度か業界団体の方々からご意見を頂く機会がございまして、このような形での総合評価項目の要望があるということは承知はしてございます。ただ、今の総合評価方式の作りが、工事の種別ごとの採点項目ということにはなっておりませんので、特定の業界のみに適用されるような形での項目というのはなるべく避けたいというのが現状でございます。

【美馬委員長】

はい、どうもありがとうございました。もう一つ、会員企業の加点という問題があるんですけど、これは、業界としては、ほとんど全業者がこの会員企業になっているんですか。もしなっていなかったら、協会に入らなければ不利になるという問題が起きると思うのですが、その辺についてはいかがですか。

【福島県総合設備協会会長】

はい、会員企業の加点と書きましたが、実際、今言った待機みたいなことは、電設業協会、空調衛生工事業協会が何十年に渡り延々とやっていることなんですよね。そうすると、会員はそれを分かってやっているわけです。ところが、総合評価方式になりまして、誰でも同一条件で入ってこれますよね。そうなった場合に、我々のように何十年もそうした取組みをしてきたところと、全然やってなくてきたところと同一条件というのはちょっと違うんじゃないかなと思いまして、この意見を書いたのです。

【美馬委員長】

どのくらいの加入率なんですか。

【福島県総合設備協会会長】

4割から5割ぐらいですね。ある一定の規模以上の企業というふうになっていますから。

【美馬委員長】

小さなところは要するに入れる基準に達しないと。なかなか難しい問題ですね。中小企業を排除するというわけにもなかなかいかなくて。こういう問題はいろいろな業界で抱えていると思うのですが、事務局いかがですか。

【入札監理課長】

その特定の団体に所属しているか否かという形での評価というのは、特定の団体への利益誘導という形になりかねない部分がございますので、そういう形での評価というのは困難だとは考えております。ただ、地域貢献という形で様々な評価を現在しておりますが、評価項目を改善していく中で、その評価の対象として検討するということは考えていけるのかなというふうに思います。

【美馬委員長】

はい。今のような答えなようで、会員に加盟という問題でなくて、それを地域貢献という問題に置き換えながら、総合評価方式に取り入れていくということはあり得るかなという気はいたしますね。加盟自体をとって加点ということには、なかなかなり得ないと。はい。他にいかがですかね。

【安齋委員】

今ほどの待機についてですが、一番理解し易いのは、例えば、除雪ですね。雪が降るかどうか 分からないけど、とにかく入札はしていると。しかし、結果的になかなか除雪ができないという ときは、結局、待機の分を手当てすれば済むよということで事務局と話をしていたのです。そう いうことでは理解できるのですが、このライフラインの関係の待機というのは、どうも分かりず らいのですが事務局で説明してもらえますか。

【入札監理課長】

私の知りうる範囲では、例えば、市町村なども含めまして、町営住宅とかそういうものの管理をする場合で、年末年始などの長期の休みの際に、入居者の方々から例えば水道が止まったとか、ガスが壊れたとか、屋根がどうしたとかという苦情があった際に、役場の方で休みに入ってしまうと受付できないので、当番の会社を決めていただいて、その当番の会社に直接連絡していただければ対応していただけるというようなことをやっていると思います。おそらく、今のお話の要望としては、そういうような形で当番を受ける体制を整えているということに対する評価をしてほしいということだと考えております。

【安齋委員】

そういうことですか。

【福島県総合設備協会会長】

はい。そうです。

【美馬委員長】

はい、他に委員の方いかがですかね。よろしゅうございますか。これで、福島県総合設備協会からの意見聴収を終わります。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、次の開始は 15 分を予定しておりますので、10 分ぐらいにここに集まっていただきたいと思います。10 分程度休憩いたします。

(福島県総合設備協会退席・休憩・社団法人福島県建設業協会着席)

《社団法人福島県建設業協会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、ちょっと早いですが、社団法人福島県建設業協会からの意見聴収を始めます。 本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べて下さい。

なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べて頂きたいと思います。

その後、各委員から質問させていただきますので、ご回答をよろしくお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、 あらかじめご了承願います。

それでは、説明よろしくお願いします。

【社団法人福島県建設業協会会長及び専務理事】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは、これから委員の質問をお願いしたいと思いますが、私の方から最初に 3 点ほどお聞かせ願いたいのですが、総合評価方式につきまして、今回はこれが万全ではないということのようですが、その問題点はどこにあるのか。1 つは加点を取るのが大手に偏ってしまうということは私たちも認識しているのですが、総合評価方式の問題点はどこにあるのか。これが 1 点です。

もう 1 つ、最低制限価格を上げてほしいということですが、これは、一方では発注者側に依存していると。受注者側は、自主努力といいますか、それをどういうような形でやっているのか。 自分たちが受注するときに、どういうふうな形で受注すべきか、自立性はどこにあるのかと。

もう 1 つ、地域要件として地域の中小企業の受注機会を増やしてほしいという問題ですけれども、これは、入札制度に関しましては何が問題なのか。条件付の地域要件を厳しくしろといっているのか、あるいは、総合評価方式での地域要件のもっと具体的な加点の問題を指しているのか。新潟の例が出されましたが、入札制度ということに限ったら何を要求してるのか。

この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

まず、第 1 点目、総合評価制度のデメリットについては、資料 4 の 4 頁を見ていただければと思うのですが、具体的に数字を載せてございます。まず、A 社と B 社、これは、簡易型で比較してございますが、簡易型の中で加算点が A 社が 34 点、B 社が 33 点、1 点の差の場合をみたときにですね、ここに書いてありますように、前提が 1 億円ぐらいで、評価値算出価格が 9 千万円ですね。

【美馬委員長】

数字は理解しています。問題はなんですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい、そうしますとですね、Bさんは絶対取れないのです。

【美馬委員長】

それは加点がありますので。総合評価方式というのはそういうものですから。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい、それで、要するに、A さんの 34 点がですね、間違いなく誰が見てもこの人でいいですよねと本当に理解できるのか、33 点の B さんも、十分なる、我々サイドからすると同じ能力以上のものを持っているだろうと、そして総合評価制度だからですよという話ですが、この 1 点の差というのが、すごく重いわけです。ですから、この 1 点の差があること自体が、評価項目の考え方というか、項目そのものをもっと違った形で考えていかないといけないだろうなと。要するに、優良な企業でも、たまたまそういう評価をすると 34 点と 33 点で 1 点差がつくことによって、B さんは絶対取れないと。

【美馬委員長】

それは総合評価方式である限り、ルールとして加点を決めるのですから当然のことですよね。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

ええ、そうです。

【美馬委員長】

加点の比率を下げるべきだということを言いたいのですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

そうではなくて、B さんが、A さんとたまたま、この例では加点が 34 点と 33 点なんですが、1 点差があると思えないものが、実際は差をつけられるということです。

【美馬委員長】

それは、要するに、加算の点数の項目が悪いということを言いたいのですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい、加算の点数の項目が悪いというふうな言い方ですね。

【美馬委員長】

それはどういう加点をしようと、いろいろな問題が起きますよね。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

あります。例えば評価項目を見直しても、A さんと B さんが入れ替わるだけです。例えば、今の制度ができてますよね。昨年も申し上げたとおり、A さんと B さんのシミュレーションをした時に、これだと替わるだけですよねと。五十歩百歩ですと。そうすると、もっと違った形でやる方法があるのではないかと。それは何かというと、例えば、総合評価そのものは、経審点という形となんら変わらないわけです。経営事項審査という形の中で、序列を付けているわけです。点数差、例えば、1,300点、1,200点、1,250点、その評点と何が違うのですかと。ただ、経審点に

ついては、あくまでもグルーピングするための点数付けなんですよ。1番から50番を付けるための点数ではないのですね。

【美馬委員長】

総合評価の方式というのは県レベルで決めるわけですから。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

ですから、そこがちょっと欠点がありますよということを申し上げたい。

【美馬委員長】

総合評価方式の加点に欠点があるということを言いたいのですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい。それから、2 番目の自主努力はどういうふうですかという話がありましたが、それにつきましては、もう私どもの努力の範疇を超え過ぎているということを言いたいわけです。というのは、単純に分かるように、例えば、100 円のものを最低制限価格が 90 円ですよといわれれば、90 円で札を入れないともう取れないのです。努力する以前の話なのです。要すれば、私たちから言わせてもらえば、90 円というものが、ある意味で指値になっている。90 円で札を入れて、うまくいって失格しなければ同額でくじ引きなんですよね。多少、積算能力の差があって、90 円と90.5 円とかの差があってくじ引きになってない入札結果もありますけども、くじ引きになっているものも結構あります。そうすると、最低制限価格を設けている制度の中では、自主努力といわれても、もう限界を超えているということがあります。

【美馬委員長】

だから、発注者側は、そういうことを含めて最低制限価格の水準を上げてきたと。でも、それをもっと上げてくれ、もっと上げてくれではなくて、やはり、業界自身としても、各企業ごとに積算をきちんとして、採算が合うかどうかということをやっていかなければ、いつまでたっても業界は健全な姿にならないのではないか、そういう心配があるわけです。だから、いつも発注者側に依存するのではなくて、やはり自主努力はどこにあるのですかということは、やっぱり問われるのではないかと。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

そこを議論していくと平行線になるかもしれませんが、本来ですと、100 円が予定価格ですよということで 100 円で取って適正な利益を出していけば、例えば、下請にいっても、きちんといくんですよね。それが、元請けの段階で 100 円を 90 円で取ると。すると、そこでもう、自分たちのものを 90 円に値切ったわけですよ。身銭を切ったわけです。となると、何を切るかというと、効率を良くするか何かという形のことが机上論の中で今までいわれてきていることなんですが、現実には、新工法等はもう出尽くしておりまして、これ以上のコスト縮減というものはないんですよ。その中で、90 円という最低の制限を設けられると、身銭を切る、単純にいくと労務単価を切るしかないのです。100 円でやれるものを、発注者側が 90 円でやりなさいと 10 円値切るわけですよ。そして、受注者が 90 円に値引いてやるわけですよ。

【美馬委員長】

要するに90円にしておいて、全部くじ引きになるということを言いたいんですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

ええ。極論になるとそうなります。それに近いのではないかなというふうに思ってます。

【美馬委員長】

それでは、やっぱり入札制度の本来の趣旨から違いますからね。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

ですから、適正な競争ができるような仕組みをやはり作っていく必要があるのかなと。

【美馬委員長】

それはそうだとは思いますけど、自主努力はどこにあるのですかということは、やっぱり聞いておきたいのです。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

私どもとしては、例えば、誰が受注してもとりあえずは利益が出るような状態にはしていただきたいということで、1 千万円未満については最低制限価格を 95%くらいに上げていただきたいということがあります。

最後に、新潟県方式で何が言いたいのかという話でございましたが、それにつきましては、地元を優先という形の中で、今回ある程度のバリアはできたと思います。その中でも、もう一歩踏み込むことによって、前回 1 千万円未満について指名を試行という形でスタートさせて、その結果、あまり変わりませんでしたよねということでなくなりましたけれども、指名の復活をお願いしたいというのが第 3 点目の話です。

【美馬委員長】

新潟方式というのは、指名競争入札に戻してほしいということになるのですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

はい。5千万円未満でですね。

【美馬委員長】

意向は分かりました。それでは、各委員の方からご質問いただきたいと思います。

【安齋委員】

いろいろ説明を受けましたけれども、まず総合評価についてですが、今になってようやく分かりましたかというのが、私の率直な感想です。建設業協会長さんも覚えていると思いますが、私は当初から総合評価にあまり賛成をしなかったのです。何回か委員会でも話しましたが、総合評価というものは、ある意味では指名競争よりも良くない競争ですよと。本来ならば、価格競争であるべきものが、経済学でいえば総合評価は非価格競争であって、しかも、地域 1 番の業者が加点を取る率も高いですから、そこに固まってしまうと。そこで、例えば先ほどの話にあったことも、実は我々はすでにやっているのです。価格がもっと低い場合と真ん中の場合と高い場合で、その1 点の差がどのぐらいになるのかというものをシミュレーションしてもらってですね。ですので、そのことは前提条件で検討済みなんです。そういう意味で、いろいろな問題があるということは承知の上なのです。皆さんが総合評価を全面適用しろということで、我々はもう仕方ないかなということで受けたのですけど、その時から、我々は問題を認識しておりました。ですので、なぜ皆さんが総合評価をこんなに進めたいのか、私には理解できなかったのです。そういう意味で、ようやく分かってきたのかなという感じが正直なところであります。

それから、最低制限価格をこれまで2回引き上げたのですが、更に95%というのは、おそらく無理だと思います。他県の例や国の制度等を見ながら、可能な限り制度を改善しているのですが、更にこの段階で95%というのは、かなり困難ではないかなと思っています。一応、各県の実例を事務局に調べてもらいますので、時間を頂きたいと思っております。

それから、新潟の方式に関して、指名復活ということをお望みのようですけれども、福島県の入札制度の1つの核というのは、指名競争入札を封印したということなんですね。これも振り返ってみると、検証委員会の頃の話になるのですが、あの時、私は大反対したんですね。指名競争入札の制度は残すべきだと。ただ、運用が悪かったのだから、その運用で調整すれば良いのではないかと。制度そのものをなくすと後で必ず困ることになりますよということで大反対したのですが、あの時の6人のメンバーで最終的に5対1の多数決で負けました。私は自分の意見が正論だと思って、検討を重ねて残そうとしたのですが多数決で負けました。そうして、福島県の入札制度の中心的なものが、指名を封じたということなんですね。当時、災害の際に問題ありますよということで各メンバーに話したのですが、災害の時は指名の代わりに別な制度があるでしょうということで各メンバーに話したのですが、災害の時は指名の代わりに別な制度があるでしょうということで。いずれにしても、そういうことで始まった制度ですので、これを元に戻すというたとは、非常にエネルギーがかかります。今すぐ我々が話を聞いたからといって、指名復活という形には行かないと思います。不合理が分かってきて、県民がそれを理解して、議会の方で要請があれば考えるかもしれませんが。そういう意味で非常に時間のかかる問題だと思っています。

それから、地域要件のことではないのですかという形で、前にも何度か申し上げたかと思うのですが、地域要件を見直すのが 1 番簡単なんですよ。宮城県が今の制度を作ったときに真っ先に見直したのが地域要件なんですね。だから、そういう意味で地域要件をもう少し検討したらどうですかと。あと、もう一つ福島県の核になっているのが、地域要件を決めるときの 50 者、30 者ということですので。その辺は皆さんから話があれば、多少改善できますよと。例えば、50 社が厳しいとか業者数が減ったということであれば、例えば 30 者、20 者というような形で制度を改善できます。むしろ、その方が我々の委員会としては考慮できる要件かなと思っております。ただ、事務局とも毎年のように試算はしてるのですが、今のところ、まだ 50 者、30 者でなんとか

維持できると。ただ、簡易な工事に関しては、管内ということを進めてですね、なるべく簡易な 工事は、例えば南会津なら南会津の業者だけ入札するような形で手直しはしていますので、その 辺を皆さんの方でもう少し論理的に説明して要請した方がよろしいかなと思います。

【美馬委員長】

そうですね。新潟の例を取りましても、指名競争入札にそのまま戻すというわけにはなかなかいきませんので。やはり、条件付といったときの地域要件の中にどう組み込むか、あるいは、総合評価方式の地域貢献とかそういうものの比率をどう高めるかというような形で要求していかないと。すぐさま指名競争入札に戻すというような提案は、なかなか進まないのではないかと思いますね。

先ほど、下請業界からの意見聴収があったのですが、今回の最低制限価格の引上げの恩恵が下請にはほとんど行き渡ってない、かえって厳しくなっているという意見が出たのですが、業界としてはどういう認識なんですか。最低制限価格を上げたときに、私たちの要望としては、下請にもその部分については還元できるように努力してほしいというような話をしたのですが、その辺については、業界としてはどういう認識ですかね。

【社団法人福島県建設業協会会長】

今ですね、すべての状況については分かっておりませんが、おおよそこういうことになっている部分はあるのかなということで話しますと、落札価格が上がったことは事実でありますから、その上がった分のお金を 1 番多く使っている部分は、赤字の解消でないかと思っております。今のところ平均的に 5%だとしますと、赤字解消に使っている部分がそのすべてだという話ではありませんが、少なくとも半分以上はそこのところで使っているのではないかと。自分の感覚で考えればそのような感じがいたします。

【美馬委員長】

私たちは今回、いろいろな業界から要望を聴いているのですが、やはり下請と元請の関係というのは非常に重要でして、下請業界というのは非常に苦労しております。ですので、最低制限価格を上げるときも、ある程度は下請の方に還元できるようにという要望をつけたのですが、今回聴いたところでは、ほとんどその効果がないという不満が強く出されました。赤字解消という面はあるとは思うのですが、業界とすれば下請は非常にきついということのようでしたので、ぜひ善処していただきたいというふうには思います。他に委員の方、いかがですか。

【安齋委員】

事務局に確認したいのですが、1 頁のところでWTO案件とありますが、最近、WTOの案件は福島県内で出ているのですか。会津の方でというような話を聞いたことはあるのですが。

【入札監理課長】

最近の地方の財政状況を反映してということになるのかと思いますが、WTO案件そのものが 毎年はないような状況になってきています。ですが、今年度につきましては、会津の方の病院の 統合の関係で、会津総合病院と喜多方病院を統合する新しい病院の建築本体工事が、WTOに該 当する案件として発注されております。

【安齋委員】

外国からは入札参加はないのでしょう。

【入札監理課長】

参加は国内企業だけでした。

【安齋委員】

聞くところによると、WTO案件は要件が緩いという感じで、総合評価よりも簡単に入札できるというような話を聞いたのですが、その辺はどうですか。

【入札監理課長】

WTOのマラケシュ協定の関係で、国外企業の参加に対する参入障壁は設けられないということがございますので、いわゆる地域要件の設定がまずできません。それから、最低制限価格を設けることができないというルールがございますので、地域要件、最低制限価格の設定ができません。また、例えば総合評価を仮に採用するにしても、いわゆる地域貢献の評価をしてしまうと、実質的に参入障壁になりかねませんので、そういう意味での評価もできないということになります。

【安齋委員】

そうするとやはり、WTO案件というのは大手ゼネコンが有利になってしまうのですね。

【入札監理課長】

今回のWTO案件の発注に際しましては、県内企業が数多く参加できるような参加資格条件に 設定しましたので、これまでのWTO案件に比べると県内企業の参入が容易な条件で発注されて いるというふうに考えております。

【安齋委員】

続いて 5 頁のところで、電子閲覧の件についてですが、要望で USB メモリー等での配布とあるのですが、これは可能なのですか。

【入札監理課長】

USB メモリーやディスクでのコピーということになりますと、電子媒体にすでに変換可能な図面なり、図書だということになりますから、そうであれば、そもそも電子閲覧の対象とすることが可能ですので、そういう形での配布よりも電子閲覧でダウンロードした方が楽でしょうから、そういう方向で対応したいというふうに考えております。USB などで受け渡しなどをしますと、いわゆるウィルス等の問題なども出てきますので、電子閲覧の方が好ましいと考えております。

【美馬委員長】

はい。大手ゼネコンの粗利というのは、今、少し上昇してきているようですけれども、業界として、例えば95%という話も今回出てきましたけれども、粗利というのは建設業全体として大分改善されてきているように思うのですが、その辺は、福島県の業界としてはどうですか。少なくとも、大手ゼネコンは、受注量は落ちてはいるのですけれども、粗利の率が上がってきたために、経常利益といったところでは、それなりに確保しているという情報が得られているのですが、県の業界はどうですか。

【社団法人福島県建設業協会会長】

これも調べた結果でないので、自分の今の思いですが、結局、今、自分たちの持っている建設業としての財産を経審点でいろいろと評価されるわけです。我々は、前からそうなのですが、自分の能力のほぼすべてを経審点で評価されているような状況になっておりますから、あるところまで経審点を上げたい、あるグループになりたいと思っていると、大手さんのようにたくさん点数が下がっても切っていける状態にないものですから、結局、自分たちの評点を上げるためには切れない部門というものが非常にあるわけです。その中で、一つ一つの粗利は改善されている状況にありますが、全体の量的なものが少ないわけですので、全体としては多くかかっているというようなことが現状ではないかと思います。

【美馬委員長】

先ほど、下請の問題でも出てきたのですが、要するに、年間を通じて安定的な仕事の量がないと。だから、結局は、個々のものでは利益が出ても、全体を通してみたらマイナスというか、費用として固定費はきちんとかかってしまうと。そのために、全体としての利益が上がってこないと。それに近いのですね。

【社団法人福島県建設業協会会長】

そうです。

【美馬委員長】

ということは、仕事量が足りないと。

【社団法人福島県建設業協会会長】

そういうことになるわけでして、結局は、全体量が少ないということになったときに、それではどうしようかと。この辺を少し良い方向にしていただけると、非常にありがたいなというところに話がまたぐるっと戻るようなことになります。

【美馬委員長】

そうですね。業界の意向は分かるのですが、制度とすればなかなか意向には添えない面があります。他の委員の方いかがですか。

【美馬委員長】

3 ページのところに総合評価方式で減点方式というものがあるのですが、具体的にはどういう ことを想定しているんですか。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

例えば、完成工事高というものがあります。年間 100 億円の会社と 10 億円の会社とは、自ず と会社の規模ということで、従業員の数も当然違いますよね。当然、100 億円の方は、100 億円 に見合うための受注を頂かないと駄目なのです。ただ、今の総合評価の中だと、どうしても 100 億円の会社は1番なんでよね。当たり前の話なのですが、それなりの人材も豊富ですから、いろ いろな観点から点数を付けるとトップですよね。そうすると、その方が本気になってしまうと、 その方しか取れないのです。2番目、3番目という方は誰も取れなくなってしまう。であれば、 国とか他県の状況等、県内もあるのですが、ものによっては件数でしばっている場合もあるよう ですけども、件数はちょっといかがなものかなと。やはり受注高といいましょうか、例えば、過 去2年間の平均が100億円の会社は30億円まで、3分の1、どのぐらいが適当かは分かりません ので、半分かもしれませんが、そこまでいったときには、持ち点を 1 点下げますよと。どういう ことかというと、技術者もそれだけ配置されてしまっていますから機動力が減りますよねという ことでマイナス評価ができるのではないかと。そうすることによって、2 番手の 50 億円の完工高 の会社又は30億円くらいの会社と持ち点が一緒になる。それで初めて、同じ土俵で勝負ができ るのだろうという考え方です。先ほどの簡易型の話で、1 点低い人は二度と取れませんよねと。 そこで、マイナス 1 点ということがA社にあれば 33 点同士になりますから、そうすると価格勝 負がお互いにできるわけです。そういう意味でマイナス評価もあっても良いのだろうという話を したわけです。

【美馬委員長】

そうですか。他にどうですかね。

【安齋委員】

減点というのは他の県にもあるのですか。

【美馬委員長】

事務局どうですか。他の県に減点方式を採用している例があるのかどうか。

【入札監理課長】

今回、御提案いただいております方法というのは、国土交通省におきまして、このような形での評価点数を採用しております。ただ、国が対象としている工事は大規模工事で、受注される企業もかなり大きな企業が多いので、こういうことをしても、あまり今のところ影響は出ていないようなのですが、本県のような環境の中でこういうことを実施したときに、理論上は確かに良い面もあると思うのですが、前年度受注額を超えた時点でそれ以上の受注がかなり難しくなるということは、今ほどの話にもありましたけれども、そもそも受注量が少ない状況にあるという中で、その少ない受注量を超えられないということは企業努力がまったく反映されないような制度になりかねませんので、実際に福島県においてこういうものを採用するかどうかについては、慎重に検討していかなければならないと考えております。

【美馬委員長】

県レベルでは、どこか例はありますか。

【入札監理課長】

どこの県ということまでは今は分かりませんが、あることはあるようです。また、市町村などでは、市町村レベルで参加される企業さん同士のシェアの突出をある程度避けるためということだと思うのですが、そういうことをされている場合もあると思います。

【美馬委員長】

小さいところは、いろいろな工夫はあるかもしれませんね。他に委員の方、いかがですかね。

【安齋委員】

先ほどの話に若干戻るのですが、総合評価方式を見直してほしいという件で、評価点の見直し は今までも随時、我々の方も検討しているのですが、この辺を更に考慮してほしいとか、具体的 なものはあるのでしょうか。むしろ、そういうものを具体的に提示してもらった方が、我々とし てはありがたいのですが。

それから、特別簡易型について今回、だいぶ問題点を指摘されていますけれども、特別簡易型はもともと加点の点数が低いですね。全項目を中に入れることはできませんので、代表的な項目だけ評価の対象としてですね。しかも、発注側からすれば、例えば A ランクなら A ランクでどれ

でも良いというわけではありませんですし。実績とか、そういうものをどうしても発注側としては大事にしたいので、技術力等の点数のウエイトが高いのですね。そうすると、例えば、30点ぐらいの範囲の中で、3点というと一割ですからね。これは大きいということで、問題点は初めからあるのです。だから、私は特別簡易型はあまりやりたくなかったのですが、たまたま、特別簡易型なら全部できますという話も県の方から出たので、業界の要望があって入れたのですが、こういうふうに問題点がようやく出たところで理解してきたのかなという感じがします。話は戻りますけれども、評価点のどことどこを具体的に見直してほしいのか、その辺を具体的に申し上げてほしいと思っております。

【社団法人福島県建設業協会専務理事】

具体的にはですね、簡易型、標準型につきましては、技術点は 1 点ぐらいなのですが、特別簡易型は、要するに評価する項目が少ないということで、2.5 点とかですね、非常にそういう実績評価を高くしているのですね。それを、もうちょっと下げていただいた方がよろしいのかなと。というのは何かというと、やはり、もともと特別簡易型というものは金額が低いものを受注しているものですから、地域貢献度の高い業界の方々がやはり取るべきなんだろうというふうに考えております。ですので、地域貢献度の方の点数をもうちょっと細分化して、具体的にやっていただければなと思っております。1 番良い例が災害対応等で、それにはいろいろな形があります。今回は、宮崎県で口蹄疫という問題がありましたけども、私ども福島県においても口蹄疫が発生しても問題ないようなシステムについて、実は9月に福島県と締結しているのですね。そういうものをですね、要するに、県民の安全安心の確保につながるような地域貢献度の高いものについては、やはり加点をしていただければと思っております。

【美馬委員長】

総合評価方式の加点の問題については、この委員会と別の委員会で内容を決めますので、意見がございましたら、事務局の方にお願いしたいと思います。

それでは、時間となりましたので、これで福島県建設業協会からの意見聴収を終わります。御協力どうもありがとうございました。

【美馬委員長】

それでは、次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方はここで御退席願います。よろしくお願いします。

(福島県建設業協会、傍聴者及び報道機関退席・個別事業者着席)

<以下、非公開部分について概要のみを記載>

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の要旨)

- 1 貴社の受注状況について
 - 条件付一般競争が導入されたことで、入札参加業者が公平な立場となり受注の機会が増えたが、反面、地域外の業者・新規参加業者の応札で、競争激化となり、なんともいえない状況である。
- 2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について
 - 現場にそった適切な積算であれば、最低価格としては、妥当な範囲だと思う。
 - 最低制限価格の設定水準の引上げに伴い、より正確な積算能力がないと厳しくなった。
 - もともと、最低価格を公表していないので、応札する際に低入札になるとは予想していない(競争激化のため、ぎりぎりの範囲で入札するしかない)。
 - 低入札になると、調書書類の作成、事情聴取への対応、保証金の引上げ、前払金の減額、技術者2名の配置など、厳しい措置だと思う(それでも、辞退せず工事を請け負う業者の現状も考えてほしい)。低入札になる根本的要因の対策の方が先ではないか。
- 3 総合評価方式について
 - 総合評価については、価格だけでない総合的な評価をするのは良いが、業者間のランク の格差が大きいのが現状である。点数の高い業者だけに決まって落札してしまうので、点

数の低い業者は点数が低い分、金額を下げるしかないので、それが低入札につながってしまう。

- 元請としての工事実績はもちろんだが、施工能力(自社で施工できること及び自社の機 械設備があること)も評価してほしい。
- 除雪の評価項目だけは、地域により大きく異なるので検討してほしい。
- 4 電子入札・電子閲覧について
 - 電子閲覧は、非常に便利で助かる。設計書を、貸出・返却に行く手間、時間、人件費を 考えると、非常に効率が良い。全面展開してほしい。
 - 電子入札は、作業が複雑になるため、パソコンを操作できる人が限られてしまうため、 導入はしてみたもののなんともいえない。作業に慣れてしまえば、便利なのでしょうが。 作業手順に不慣れなため、まだ電子入札への参加には至っていない。
- 5 元請・下請関係の適正化対策について
 - 当社は、元請で自社施工を主としているので、下請への発注、下請としての受注はほと んどない。
- 6 現場代理人の常駐義務緩和について
 - 常駐義務緩和で、当社は非常に助かっている。
 - 兼務できる工事の施工規模・金額からすると、1,000万円以下程度が妥当だと思う。

7 その他

- 最低価格の引上げにより、以前よりは良くなったが競争が激化していることには変わり はない。
- まず、根本的に設計書の設計形態を見直した方が良い。設計する上で、予算に合わせた 無理な設計等ではなく、現場に沿った適正な積算・余裕のある施工形態を基準に歩掛りを 反映し、ゆとりある設計はもちろんのこと、労務単価・設計単価の引上げを行ってほし い。このままでは、デフレスパイラルと悪循環になっていくだけだと思う。問題となって いる 低入札、元請・下請関係適正化などの発生の要因だと思う。

【個別事業者】

総合評価方式の評価項目に除雪の実績があるのですが、雪があまり降らない地域の業者にとっては、どうしても不利になります。その辺のことを検討していただければと思います。

また、低入札になるといろいろ調査されますが、どの程度低入札なのかが分からないものですから、私たちは自分のできる範囲の積算でやるのですけれども、その場合に低入札となった場合は失格にした方が良いと思います。何回も事情聴取を受けて、私も仕事が欲しいからそうなってしまうのですが。そこのところ、時間があまりかからないように即失格だよというようなことにしていただければと。

【委員】

はい。まず、最初に確認したいのですが、総合評価入札方式については、あまり良くないということになるということになるのでしょうか。要するに、ある特定の上位の会社が落札すると。

【個別事業者】

私たちとしますと、除雪の実績がある方が入ってくると、どうしても点数的に落札できなくて。そこで、無理してもぎりぎりの金額まで下げてということになると思います。

【委員】

ということは、総合評価方式の加算のやり方が良くないと。

【個別事業者】

考えてほしいと。

【委員】

それが1つの問題ですね。もう1つは、低入札価格調査制度ではなくて、もう低価格入札は失格にした方がいいのではないかということですね。その辺、事務局、どうなりますかね。

【入札監理課長】

まず、総合評価の方ですが、地域によって差が出る可能性があるということで、災害対応とか 除雪とかがそういうものですけれども、そういうものについては、選択項目制というやり方にさ せていただいておりますので、除雪の機会の無い場合には、その他の項目を選択していただくという形で 4 項目のうちの 2 項目選択となりますので、そういう対応が可能だと思われます。4 項目のいずれにも該当しない場合は、仕方ないのですけれども。

それから、低入札価格調査でなくて、いきなり失格というのは最低制限価格制度になりますが、総合評価方式につきましては、法制度上、最低制限価格ではなくて、低入札調査制度の方を適用するような法令の構成となっておりまして、総合評価方式の場合には、低入札で調査をして1位以外の人を落札者にすることができますよということになっていますので、その法令の規定に従った形でやっております。なぜ、そのような法令となっているかと申しますと、通常、総合評価方式の場合、いろいろな提案を各企業がなされますので、その提案をしたことによって、場合によっては工期の短縮が可能になったりすることがございますので、そういう場合に、最低制限価格よりも低くやることが合理的な場合も出てまいりますので、そういうことからも、調査をした上で失格かどうかを判定しなければならないという制度になっているものです。

【委員】

総合評価方式は地域によって、例えば浜通りだったら除雪作業なんてない、でも、選択方式になっているから、それを選択しないで別の自分の得意な項目を選択して指定すれば良い形になっていると。やはり、できるだけ地域の面等での不利を被らないように選択式にはしてありますので。ただ、総合評価方式というのは、価格勝負だけではないですよと、地域貢献とかいろいろな要素を加算しますよということがポイントですので、それを完全に除くというわけにはなかなかいかないと。

【個別事業者】

はい。分かりました。

【委員】

そして、総合評価方式の低入札価格調査制度のことをいわれていると思いますが、これについても、やはり辞退することは可能です。要するに、調査を受けるのが大変だから辞退しますということは可能です。ただ、先ほど事務局の話にありましたように、提案の内容を聞いてみてそれが妥当と思われれば、それでも良いですよと。ということは、要するに、落札者の便宜を図るためにこの制度があって、調査が大変だということならば、辞退してもらっても良い制度になっております。その他、入札制度について何か要望とか問題点がありますか。

【個別事業者】

ありません。

【委員】

事務局に確認したいのですが、低入札になると辞退するという話を時々耳にしますが、割合と しては結構多いのですか、少ない方ですか。

【入札監理課長】

昨年度の状況でございますけれども、低入札価格調査基準に該当した件数は 160 件ありまして、そのうちの 42 件が辞退となっております。

【委員】

理由は何なのですかね。

【入札監理課長】

契約条件が変わりますので、1 つには、おそらく、技術者の 2 名配置をお願いしてございますので、その分の1名確保ができないということが多いのだと思います。

【委員】

なぜ、せっかくのものを辞退するのかなと思います。割合とすると結構多いですね。業界からは、この辺を考慮してくれというような要望はないのですか。

【個別事業者】

私の会社でもありましたが、2人のうちのもう1人、それがきついですね。

【委員】

でも、社長さんの会社では受けてるのですね。

【委員】

入札制度に対する意見や要望はあまりないですか。今の総合評価入札方式で。

【個別事業者】

ちょうど良いのではないかと思います。

【委員】

あまり規模が大きくない企業では、総合評価入札方式ではなくて、一般競争入札の価格競争の 方がかえって良いというところもあるようなのですけど、いかがですか。

【個別事業者】

ライン的にも今のものがちょうど良いのではないかと思います。現場に合った設計の組み方とか、単価を上げていただければと思います。

【委員】

最低価格を上げてほしいと。

【個別事業者】

設計単価です。

【委員】

電子閲覧は大分評価が高いようですけれども、適用拡大に向けて県の方も逐次準備中ですので、もう少し時間を頂ければ、御要望に答えられるのではないかなと思います。

それから、ざっくばらんに聞きますが、皆さんの地区では談合はなくなりましたか。

【個別事業者】

やってないですね。

(個別事業者退席)

<以下、公開にて審議>

【美馬委員長】

それでは、意見聴取が終わりましたので、各委員の意見交換に移りたいと思います。

今日の事情聴取を踏まえまして、何か意見交換しておくことがありましたらお願いしたいと思います。いかがですかね。

【齋藤委員】

勉強不足で申し訳ありませんが、オープンブック方式について、お教えいただけないでしょうか。

【安齋委員】

施工体制事前提出方式といわれるもので、要するに、入札の際に、下請はどこの業者を使うとか、金額はこうですよとか、それをあらかじめ提出させるわけです。宮城県で開発した方式です。

【入札監理課長】

ただいま、安齋委員がおっしゃたようなことなのですけれども、正式な名前としては、施工体制事前提出方式という呼び方をしておりまして、条件付一般競争入札のうちの総合評価で行うもので適用しておりますが、1次下請、2次とか3次等まではちょっと難しいと思いますので、1次下請分について、入札書を提出する段階までに予定を全て決めていただきます。そして、予定の下請価格、いくらで発注するのかということまで決めていただいた上で札を入れていただくと。そして、その入札書と合わせまして、1次下請何者、どの仕事に何者使って、いくらで発注するのかというものを全て提出していただきます。それで、下請に発注している金額が、例えば、自分のところで予定している入札金額、仮に例えば8割程度で入れたとして、下請に対しては7割で発注するというようなことが判明しますと失格になるというような入札方式でありまして、なおかつ、実際に工事に当たりまして、当初に提出していただいた予定どおりに下請に発注されているかということも調査を行うというような制度でございます。

【齋藤委員】

それは、全てその調査を行うのですか。それとも任意に、ランダムにそういうものの一部を取り上げて調査をするのですか。

【入札監理課長】

施工体制事前提出方式は、先ほど申しましたように、入札書の提出の時までに、1 次下請をすべて決めていただかなければならないということがございまして、県の方ではまだ試行という形で行っておりますので、昨年度は 44 件程度について、施工体制事前提出方式で発注をしておりますが、そのように発注したものについては、事後の確認をすべて行うような形になってます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他に意見ありますか。

【安齋委員】

検証委員会でいろいろな提案をした中で、最後まで遅れたのがこれなのです。これは宮城県が 開発した方式で、当時、国交省は大反対したのですが、最近になって国交省もこれは下請を守る のに良い制度だとして進めようという形に方向転換したのです。福島県の場合には、宮城県ほど はまだやっていませんが、今、逐次やってます。

それから、参考までにいうと 4 年前の検証委員会で提案した中で、ただ 1 つ実行されてないのが入札ボンドだけになりましたね。私はもっと進むのかなと思って提案したのですが、意外と全国的にもまだ少ないのですね。もともとはアメリカ軍の方から要請されて始まったのが入札ボンドなんですけれども、アメリカの基地の工事のときにはこの制度使っているのですけどね。国内では、なかなかそうはいかないのですね。これだけはまだ検討中ということになっています。

【齋藤委員】

入札ボンドですか。

【安齋委員】

はい。入札ボンドといいます。例えば、A業者に発注するときに、途中で倒れたら困るので、B業者に保証をさせるというようなことをすると良くないので、それを防ぐために銀行とか保証協会といった機関に保証を求めるというものを入札ボンドといいます。アメリカで始まった制度ですが、福島県ではまだ検討中という形です。

【美馬委員長】

他に、意見交換したいことございますか。よろしゅうございますか。それでは、その他の事項に移りますが、委員の皆様からその他の事項について、何かございますかね。

よろしゅうございますか。事務局の方、何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から連絡事項が1点ほどございます。次回の委員会につきましては、12月22日の水曜日に開催する予定となっておりますので、よろしくお願いします。

【美馬委員長】

委員の皆さん、よろしくお願いします。なお、今日の意見聴取の結果につきましては、事務局が要約して配布してくれることになっております。今後の入札制度の検討に活かしていかなければならない課題だというふうに認識しております。

それでは、皆さん、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の議題は終わりにしたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第 29 回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。ありがとうございました。